

外構部等の木質化対策支援事業（外構実証型事業）公募及び実施要領

5 全木協連発第 1002 号

第 1（趣旨）

外構部等の木質化対策支援事業のうち外構実証型実証事業（以下「外構実証型事業」という。）に係る公募及び採択された外構実証型事業の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

第 2（公募対象助成事業）

外構実証型事業が採択された外構部の木質化の実証を行う事業者（以下「外構実証型事業者」という。）は、外構部の木質化の実証の取組として、別添 1「外構実証型事業の内容について」に定める事項を実施するものとします。

第 3（交付の目的）

この助成金は、これまで木材利用が低位であった施設等の外構部の木質化により、木製外構の認知度の向上や木製外構に関連する知識の普及並びに情報の収集等の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することを目的とします。

第 4（外構実証型事業者の申請の要件）

外構実証型事業に申請できる者は、外構実証型事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であって、以下のすべての要件を満たす者とします。

- ア 資格（造園技能士、建築大工技能士、建築士 1 級又は 2 級、建築士木造、建築施工管理技士 1 級又は 2 級、登録基幹技能者）を持っている者、若しくは建設業法に基づく、「土木工事業」、「建築工事業」、「大工工事業」及び「造園工事業」に係る許可を有する者であること
- イ 外構実証型事業の目的を理解し、外構部の木質化を積極的に推進する意思を有する者であること
- ウ 「別添 1」に定める外構実証型事業の内容を理解し、これを行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること
- エ 外構実証型事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること
- オ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- カ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去 5 年以内にこれらに該当したことがある者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと

キ インターネットに接続されたパソコン、タブレット等によりホームページの閲覧及び申請に必要な書類のアップロード等を行うことができる環境を有する者であること

第5 (対象となる施設)

外構実証型事業の対象とする施設（以下「実証対象施設」という。）は建物の外部にある次の要件をすべて満たす施設とします。

建物とは、既に完成されたもので、屋根及び周壁を有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供しうる状態にあるものとします。

(1) 塀

ア 延長 1mあたり 0.04m³以上の木材を用いて整備する塀であって、当該塀全体で 0.4m³以上の木材を用いるもの

イ 第10により、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）が外構実証型事業として採択する旨の通知をした日付より前に施工着手していないもの

ウ 本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関により確認できる場合はこの限りでない。

エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの

オ 申請者の所有する建物の外構施設でないもの

(2) デッキ

ア 床面積 1 m²あたり 0.05 m³以上の木材を用いて整備するデッキであって、当該デッキ全体で 0.5 m³以上の木材を用いるもの

イ 主な部材の寸法は、原則として以下のとおりとします

束（たて×よこ） 89mm 以上 × 89mm 以上

大引（たて×よこ） 89mm 以上 × 89mm 以上

床板（厚さ） 大引の間隔 900mm 未満の場合 30mm 以上

大引の間隔 900mm 以上の場合 38mm 以上

ウ 基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができないもの

エ 第 10 により、全木協連が外構実証型事業として採択する旨の通知をした日付以前に施工着手していないもの

オ 本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関により確認できる場合はこの限りでない。

カ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの

キ 申請者の所有する建物の外構施設でないもの

第6（使用する木材）

外構実証型事業において使用する木材は、次の要件をすべて満たす木材とします。

- ア 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）（以下「クリーンウッド法」という。）に基づき合法性が確認された合法伐採木材
- イ 利用部位に応じて、別紙に定める耐久性を有する木材
- ウ 再利用する木材ではないこと

第7（助成対象経費）

外構実証型事業において助成対象となる経費は、実証対象施設となる外構部の木質化の実証に必要な経費（ただし、解体撤去に係る経費、実証対象施設の設計に係る経費及び消費税額を除く。）とし、以下の区分に応じて助成するものとします。

なお、助成金額については、万円未満を切り捨てるものとします。

(1) 塀

- ① 全ての木材をクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者（以下「登録事業者」という。）から調達する場合、又は登録事業者が塀を施工する場合は、事業申請時に申請する塀の予定延長1mあたり20,000円を乗じた額、交付申請時に申請する実際に整備した塀の延長1mあたり20,000円を乗じた額、及び塀の実際に要した整備費のうち、最も低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は6,000,000円とします。

- ② 第7(1)の①以外の場合は、事業申請時に申請する塀の予定延長1mあたり10,000円を乗じた額、交付申請時に申請する実際に整備した塀の延長1mあたり10,000円を乗じた額、及び塀の実際に要した整備費のうち、最も低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は3,000,000円とします。

(2) デッキ

- ① 全ての木材を登録事業者から調達する場合、又は登録事業者がデッキを施工する場合は、事業申請時に申請するデッキの予定床面積に1㎡あたり20,000円を乗じた額、交付申請時に申請する実際に整備したデッキの床面積に1㎡あたり20,000円を乗じた額、及びデッキの実際に要した整備費のうち、最も低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は6,000,000円とします。

- ② 第7(2)の①以外の場合は、事業申請時に申請するデッキの予定床面積に1㎡あたり10,000円を乗じた額、交付申請時に申請する実際に整備したデッキの床面積に1㎡あたり10,000円を乗じた額、及びデッキの実際に要した整備費のうち、最も低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は3,000,000円とします。

第8（外構実証型事業の申請等）

外構実証型事業を実施しようとする者は、全木協連が運用するホームページ上の「外構部等の木質化対策支援事業（<https://www.kinohei.jp/>）」にアクセスし、以下の手順により事業の申請を行うこととします。

（1）事前申込

外構実証型事業を実施しようとする者は、第8に記載するホームページの電子申請システム「事前申込」で表示される様式1－（1）のシートに必要な事項を入力することにより、申請を行うものとします。

必要事項の入力が完了したときは、画面上で申請を行った旨表示されます。

全木協連は、事前申込の審査を行い、電子申請システムで入力されたメールアドレス（以下「登録アドレス」という。）にメールで事前申込の承認の可否を通知するものとします。

なお、事前申込は、1申請者につき3件まで行うことができるものとします。併せて、幅広く外構施設に助成を行うため、地域、住宅／非住宅ごとに募集件数を設定し募集します。

（2）外構実証型事業の事業申請

上記第8（1）で事前申込の承認を受けた者であって外構実証型事業を実施しようとする者は、事前に以下の事業申請に必要な添付資料①から⑭の電子データを全木協連が指定する電子申請システムにアップロードを行った上で、第8に記載するホームページの電子申請システム「事業申請」で表示される電子申請の画面の項目（様式1－（2）号）を入力することにより事業申請を行うこととします。

（事業申請に必要な添付資料）

- ① 登記簿又は外構実証型事業における建設業等に係る届出
- ② 資格又は建設業許可証明書
- ③ 誓約書（実証事業者の署名、施主の押印のあるもの）
- ④ 事業予定地の建物を含む写真（東西南北の4方向からの写真）
- ⑤ 事業予定地までの案内図（駅等からの経路が分かる図面）
- ⑥ 申請する施設の配置図（施設の規模・概要等が判読でき、記載の文字、数字、図面の詳細が明瞭に確認できるもの）
- ⑦ 申請する施設の平面図（同上）
- ⑧ 申請する施設の断面図（同上）
- ⑨ 申請する施設の立面図（同上）
- ⑩ 申請する施設の木材使用量が確認できる木材利用計算書等
- ⑪ 申請する施設の整備内容が確認できる見積明細書（木材費（内訳明細書を含む。）及び木材加工費（内訳明細書を含む。）、その他資材費並びに諸経費（解体費を除く。）の記載があるもの）
- ⑫ 助成金振込銀行口座情報
- ⑬ 登記簿謄本又は登記事項証明書又は建築確認済証（建物が住宅、事務所、店舗、工場、倉庫以外の場合に提出。）
- ⑭ その他、全木協連が必要とする資料

必要事項の入力が完了したときは、画面上に申請を行った旨が表示されます。

第9（外構実証型事業の事前申込及び事業申請受付期間等）

(1) 外構実証型事業の事前申込期間

令和5年5月16日（火）13時から令和5年5月30日（火）12時までとします。

ただし、事前申込の受付状況等の事情により期日前に締め切る場合があります。

また、諸般の事情により日程を変更する場合は予めホームページ等でお知らせいたします。

(2) 外構実証型事業の事業申請受付期間

令和5年6月16日（金）13時から令和5年6月26日（月）12時までとします。

また、諸般の事情により日程を変更する場合は予めホームページ等でお知らせいたします。

(3) 申請書の作成及び事業の内容等に関する問い合わせ先

全国木材協同組合連合会内 外構部等の木質化対策支援事業 事務局
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル 3F
TEL 03-6550-8540 FAX 03-6550-8541 email info@kinohei.jp

(4) 外構実証型事業の事業申請にあたっての注意事項

ア 申請した内容の変更又は取り消しはできません。

イ 虚偽の申請をした場合は、無効とします。

ウ 申請要件を有しない者が行った申請は無効とします。

エ 同一の施設を複数の者が申請した場合は、いずれも無効とします。

オ (2)で受け付けた事業申請内容の審査は、事業申請の受付順に行いますので、施設の工期設定にあたっては、十分余裕を持った期間としてください。

カ 申請に必要な資料の作成、通信料等事業申請に係る費用は申請者の負担とします。

キ 申請のあった内容は、外構実証型事業者の了解を得ることなく当該事業以外に使用することはありません。

ク 全木協連に提出があった資料等は、いかなる理由があっても返却しません。

第10（外構実証型事業の採択）

(1) 審査方法

全木協連は、申請された内容について、この要領への適合性等について審査を行い、外構実証型事業の採択の可否を決定します。

(2) 審査結果の通知

全木協連は、採択の可否の決定後、審査結果を外構実証型事業に申請を行った者の登録アドレスに外構実証型事業審査結果通知書（様式2号）によりメールで通知します。

第11（外構実証型事業の実施及び注意点）

- (1) 外構実証型事業者は、外構実証型事業審査結果通知書（様式2号）に記載された日付以降、当該要領に基づき速やかに外構実証型事業を実施することとします。
- (2) 外構実証型事業審査結果通知書（様式2号）に記載された日付より前に施工着手した外構実証型事業は、助成対象外とします。

第12（採択された外構実証型事業の申請の内容変更、中止及び取下げ）

- (1) 外構実証型事業者は、第10で採択された外構実証型事業の内容の変更（助成見込み額の大幅な変更を含む。）が見込まれる場合は、事前に内容の変更の理由及び変更する内容等（施設の規模、構造、整備内容、木材使用量、見積額（木材費（内訳明細書を含む。）及び木材加工費（内訳明細書を含む。）、その他資材費並びに諸経費（解体費を除く。）等）がわかる資料を添付することとします。）に記載した資料を、第15で定める交付申請書を提出する前に、全木協連に対して電子申請システムで提出し、その指示を受けなければなりません。この場合、全木協連が軽微な変更でないと判断した場合は、変更承認申請書（様式5-（1））を全木協連に電子申請システムで提出しなければなりません。
- (2) 全木協連は、変更承認申請書の内容を審査した上で、審査した結果を外構実証型事業 変更審査結果通知書（様式5-（2））により、外構実証型事業者の登録アドレスにメールで通知することとします。
- (3) 外構実証型事業者は、外構実証型事業の中止及び取下げが見込まれる場合は、事前に外構実証型事業取下げ申請書（様式3号）を全木協連に電子申請システムでメールにより提出し、その指示を受けなければなりません。
- (4) 全木協連は、外構実証型事業取下げ申請書の内容を審査した上で、外構実証型事業取下げ承認書（様式4号）を、外構実証型事業者の登録アドレスにメールで通知するものとします。

第13（進捗状況の報告）

全木協連は、外構実証型事業者に対し、外構実証型事業の進捗状況に関する報告を個別に求めることができるものとし、外構実証型事業者は求めに応じ報告するものとします。

第14（外構実証型事業の実施に係る報告書の提出）

外構実証型事業者は、事業完了後、第8に記載するホームページにある電子申請システム「交付申請」のページより外構実証型事業で得られた外構部の木質化に関する情報等の報告（様式7号）を行うものとします。

第15（交付申請書の提出）

- (1) 外構実証型事業者は、令和5年8月1日（火）13時から令和5年11月15日（水）12時までに、以下の交付申請に必要な添付資料(①から⑪)の電子データを全木協連が指定する電子申請システムにアップロードした上で、第8に記載するホームページの電子申請システム「交付申請」に表示される様式6号に必要な事項を入力することにより交付申請を行うこととします。

(交付申請に必要な添付資料)

- ① 申請する施設の配置図（施設の規模・概要等が判読でき、記載の文字、数字、図面の詳細が明瞭に確認できるもの）
 - ② 申請する施設の平面図（同上）
 - ③ 申請する施設の断面図（同上）
 - ④ 申請する施設の立面図（同上）
 - ⑤ 申請する施設の木材使用量が確認できる木材利用計算書等
 - ⑥ 記録写真等（写真撮影位置図、着手前・材料荷受時・施工中・完成後の各写真）
 - ⑦ 申請する施設の実際に要した整備費の内容が確認できる領収書又は請求書（木材費及び木材加工費、その他資材費並びに諸経費（解体費・設計費を除く。）の記載があるもの）
 - ⑧ 木材の耐久性を証明する資料
 - ⑨ クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材であることを示す資料
 - ⑩ 木材の調達経緯を示す資料（フローチャート）
 - ⑪ その他、全木協連が必要とする資料
- (2) 外構実証型事業者は、交付申請書を提出するに当たり、消費税額を除外した金額で申請しなければなりません。

第 16（外構実証型事業の対象施設の検査）

- (1) 全木協連及び地域木材団体（別添 2）は、必要に応じ、外構実証型事業の対象施設の現地検査（帳簿及び書類の検査を含む）を行うことができるものとし、外構実証型事業者は検査に立ち会うほか、これに協力するものとし、
- (2) 現地検査の結果、交付申請の内容と異なる場合（事前に全木協連に協議があった場合を除く。）は、第 19(1)イにより採択を取り消し、助成金の交付はしないものとし、

第 17（助成金の額の確定等）

全木協連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が外構実証型事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、外構実証型事業助成金交付決定通知書（様式 8 号）により、その結果を外構実証型事業者の登録アドレスにメールで通知するものとし、ただし、交付すべき助成金の額については、応募状況に応じて、一部減額して確定する場合があります。

第 18（助成金の支払い）

外構実証型事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、外構実証型事業助成金交付決定通知書（様式 8 号）の写しを添付して外構実証型事業助成金交付請求書（様式 9 号）を全木協連が指定する期日までに全木協連に電子申請システムで提出しなければなりません。

第 19（採択及び交付決定等の取消し）

- (1) 全木協連は、外構実証型事業者がアからキまでのいずれかに該当するときは、外構実証型事業者に対して、採択又は助成金交付の全部若しくは一部を取り消すことができるほか、交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
- ア 外構実証型事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合
- イ 外構実証型事業者が、外構実証型事業に関して不正又は虚偽の報告等を行った場合
- ウ 外構実証型事業者が、外構実証型事業に関して不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定された場合
- エ 外構実証型事業者が、検査に協力しなかった場合
- オ 交付申請の提出が提出期限までなかった場合
- カ 外構実証型事業者が、第 10 で採択された外構実証型事業の内容の変更が見込まれたにもかかわらず、第 12 (1) で定める方法により全木協連に相談しなかった場合
- キ 第 15 に定める交付申請書 (様式 6 号) の内容が第 8 (2) の事業申請内容と異なり、採択要件を満たさない場合
- (2) 外構実証型事業者は、第 19(1)による返還命令を受けたときは、交付された助成金の全部又は一部を速やかに全木協連に返還するものとします。
- (3) 第 19(2)の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第 20 (書類の保管等)

外構実証型事業者は、外構実証型事業に要した収入及び支出に関する証拠書類並びに外構実証型事業に使用した木材について、クリーンウッド法に基づく合法性の確認に用いた証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておかなければなりません。

第 21 (報告)

外構実証型事業者は、対象事業終了の翌年度から 5 年間は、当事業による事業成果として、実証により整備した外構施設の状況を把握し、全木協連の求めがあった時には報告するものとします。

第 22 (その他)

全木協連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、個人情報保護に配慮した上で公表できるものとします。

全木協連では、助成金交付事務の電子化を進めており、作業の進行状況によって事前に通知することなくこの要領を改訂する場合があります。

(附則)

この通知は、令和 5 年 4 月 24 日から施行するものとします。

別添 1

外構実証型事業の内容について

1 外構実証型事業の趣旨

我が国の森林資源は本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要である。今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で木材需要の拡大を図るには、木材利用の意義について理解を得つつ、これまで木材利用が低位であった分野を中心に需要を開拓することが必要である。

このため、高い展示効果が期待される非住宅及び住宅について、

- ① 工務店、施主等における木製外構の認知度の向上、
- ② 工務店、施主等に対する防腐処理等の木材に係る正しい知識の普及等に取り組むとともに、工務店等から関連する情報を収集することとする。

2 外構実証型事業の概要

外構実証型事業においては、これまであまり木材利用が進んでいなかった建築物の外構部において、木材の使用が（一定の配慮・工夫等を行うことにより）可能であることを示すため、外構実証型事業者は、木製外構施設を施工した上で、全木協連に対し、以下の内容を報告するものとする。

- ① 木製外構を施工するきっかけについて
- ② 木製外構に使用した木材等について
- ③ 施主とのコミュニケーションについて
- ④ 木製外構の普及の可能性について
- ⑤ 森林資源の循環利用に向けた取組について

3 その他

全木協連は、事業終了後も外構部への木材利用が普及するよう、外構実証型事業者が報告した内容その他情報を基に木質化のコスト、効果、事例の分析等を実施することを目的とし、外構実証型事業者は令和 11 年 3 月末までの間、これに協力するものとする。

別添 2 地域木材団体一覧

会員名称	〒	住所	TEL FAX	e-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0004	札幌市中央区北四条西 5-1 林業会館 3F	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104-1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1-8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153 番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277 番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社)群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社)埼玉県木材協会	330-0071	さいたま市浦和区上木崎 6-37-17	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社)千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800 番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinky@gmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9-149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社)山梨県木材協会	400-0047	甲府市徳行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社)東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1-7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合技術センター木材研究所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8233	福井市合島町 3-1 福井県嶺北木材産協同組合 2F	0776-50-3625 0776-50-3626	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301 号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社)愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原 2-18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@hlac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-2144	大津市大萱 4-17-30 滋賀県林業会館内	077-574-7600 077-574-7607	info@s-mokkyo.com
(一社)京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内畑町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南 1-1-8 大阪木材会館 2 階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hygomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町 5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	640-8404	和歌山市湊 45 番 2	073-499-5681 073-499-5469	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp

(一社)島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町55 島根県林業会館3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp
(一社)岡山県木材組合 連合会	700-0902	岡山市北区錦町1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki- kinoie.or.jp
(一社)広島県木材組合 連合会	734-0014	広島市南区宇品西4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
一般社団法人山口県 木材協会	753-0074	山口市中央4-5-16 商工会館2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp
徳島県木材協同組合 連合会	770-8001	徳島市津田海岸町5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa- kenmokuren.com
(一社)香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町796-71	087-881-9343 087-881-9338	k- mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社)愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社)高知県木材協会	780-0801	高知市小倉町2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社)福岡県木材組合 連合会	810-0001	福岡市中央区天神3-10-27 天神チク モクビル3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nifty.com
(一社)佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278-4 森林会 館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.sagane t.ne.jp
(一社)長崎県木材組合 連合会	854-0063	諫早市貝津町1112 番地6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社)熊本県木材協会 連合会	862-0954	熊本市中央区神水1-11-14 熊本県木 材利用普及研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合 連合会	870-0004	大分市王子港町1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合 連合会	880-0805	宮崎市橋通東1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki- mokuzai.or.jp
(一社)鹿児島県林材協 会連合会	891-0115	鹿児島市東開町3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社)沖縄県木材協会	900-0023	那覇市楚辺1丁目12番15号 町田ア パート301号	098-855-0020 098-855-0022	moku@luck.ocn.ne.jp

別紙

外構実証型事業に使用する耐久性を有する木材について

外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）に係る公募及び実施要領第6のイの利用部位に応じて定める耐久性を有する木材は以下のとおりとします。

1 耐久性の処理区分について

区分1 JAS規格の性能区分K4、K4相当の注入処理したもの又はAQ1種認証材

区分2 ①JAS規格の性能区分K3、K3相当の注入処理したもの若しくはAQ2種認証材

②公益社団法人日本木材保存協会認定の保存剤処理木材及び非保存剤処理木材のうち、無垢のひき板及び角材、合板、単板積層材及び集成材のいずれかであるもの

区分3 木材保護塗料（WP：JASS18 M-307 適合品）あるいは表面処理薬剤を規定（（公社）日本木材保存協会認定の木材防腐・防蟻剤（表面処理用）若しくは（公社）日本しろあり対策協会認定の予防駆除剤）に従い塗布処理した木材

2 必要とする耐久性の処理について

- (1) 地際又は基礎に接する部位若しくは交換が難しく外構施設の強度を支える重要な部位に必要とする耐久性の処理区分は区分1とします。
- (2) 大引き、根太、床板及び支柱等非接地で使用する場合は、強度保持上重要な部位に使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は区分1又は区分2とします。
- (3) 目隠し等の板材のように非接地で使用され交換が容易かつ強度負荷の少ない部位に使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は区分1、区分2、区分3とします。

3 耐久性処理の証明方法等について

上記に示す製材 JAS 規格の性能区分 K4、K4 相当、K3 及び K3 相当、又は AQ1 種認証材及び AQ2 種認証材の証明については、性能区分が明記されている「納品書」（宛先が外構実証型事業者であるもの）、防腐・防蟻処理証明書、AQ 認証書及び分析成績書の何れかにより耐久性を有する木材であることを確認します。